



記者発表資料

令和4年1月24日
こども未来局こども未来部幼保運営課
電話 245-5725
内線 6051

保育園・認定こども園・地域型保育事業における登園自粛の要請について

本市保育園・認定こども園・地域型保育事業については、現在、感染防止対策を徹底しながら開園しているところですが、在籍児童や職員が新型コロナウイルス感染症に罹患し、臨時休園するケースが大変多くなっていることから、保育園等の適正な運営継続及び感染拡大防止のため、保護者の皆様に登園自粛要請を行いましたので、お知らせします。

1 登園自粛要請期間

令和4年1月25日（火）～2月28日（月）

2 保育料の減免

日割り計算とする。

ただし、2月分の保育料については、15日以上休んだ場合には無料とする。

3 保育園等における新型コロナウイルス感染症の状況

- ・令和4年1月に陽性者が確認された園数 70園以上
- ・うち1日以上臨時休園している園数 40園以上

※保護者である保育士等の児童の預け先の臨時休園や、保育士等の児童が濃厚接触者となるなどにより、出勤できなくなる事例が生じ始めている。